

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成30年6月29日
【計算期間】 第4期中（自平成29年10月1日至平成30年3月31日）
【ファンド名】 日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）
(Nikko World Trust - Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD))
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
同 廣本文晴
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
同 廣本文晴
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03(6212)8316
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、平成30年3月30日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

1【ファンドの運用状況】

日興ワールド・トラスト(Nikko World Trust)(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドである日興ワールド・トラスト-日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)(Nikko World Trust - Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD))(以下「ファンド」という。)の運用状況は以下のとおりである。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2018年4月末日現在)

| 資産の種類 | 地域名 | 時価合計(米ドル) | 投資比率(%) |
|----------------------|---------|--------------------------------|---------|
| 投資信託 | ルクセンブルグ | 208,447,282.90 | 99.18 |
| 現金・その他の資産 (負債控除後) | | 1,732,400.55 | 0.82 |
| 合計(純資産総額) | | 210,179,683.45 (約22,983百万円) | 100.00 |

(注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建てのため、本書の金額表示は別段の記載がない限り、米ドルをもって行う。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注4)米ドルの円貨換算は、便宜上、2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.35円)による。以下別段の記載がない限り同じ。

投資有価証券の主要銘柄

（2018年4月末日現在）

| 順位 | 銘柄 | 地域 | 種類 | 口数（口） | 取得価格（米ドル） | | 時価（米ドル） | | 投資比率（％） |
|----|--|---------|------|--------------|-----------|----------------|---------|----------------|---------|
| | | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | |
| 1 | ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンド クラスX2（米ドル建て） | ルクセンブルグ | 投資信託 | 3,088,565.46 | 62.25 | 192,250,955.71 | 67.49 | 208,447,282.90 | 99.18 |

< 参考情報 >

< 投資先ファンドの投資状況 >

（2018年4月末日現在）

| 資産の種類 | 投資比率（％） |
|-------|---------|
| 株式等 | 59.4 |
| 債券 | 28.5 |
| 商品関連 | 4.1 |
| 現金等 | 8.1 |

（注1）投資比率は、ブラックロック・グローバル・ファンズ・グローバル・アロケーション・ファンドの純資産総額を100%として計算している。

（注2）投資比率は小数第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合がある。

投資不動産物件

該当事項なし。（2018年4月末日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。（2018年4月末日現在）

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

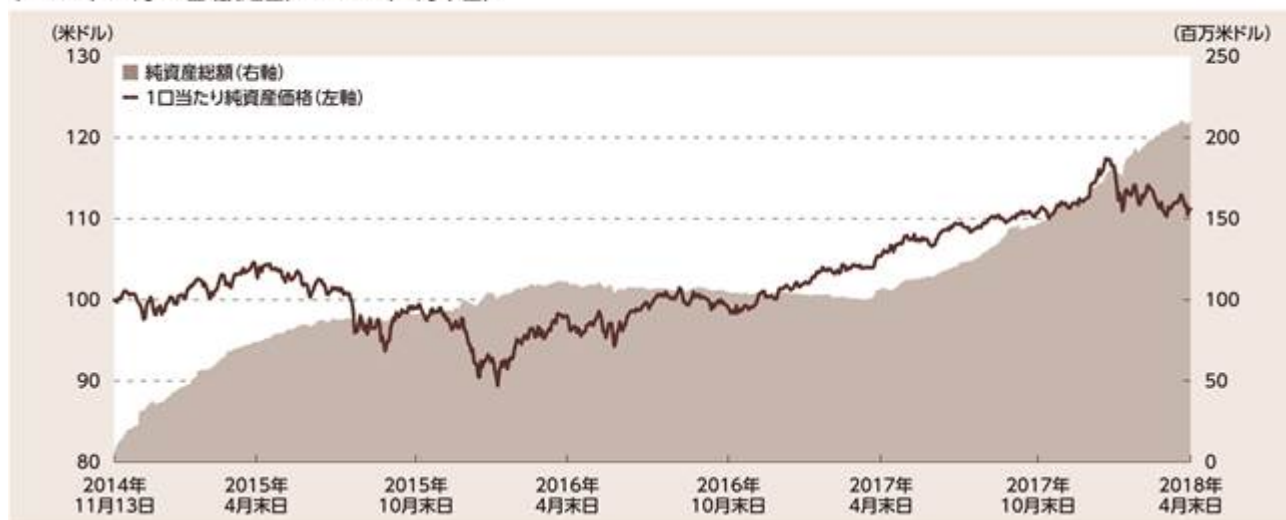
2018年4月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

| | 純資産総額 | | 1口当たり純資産価格 | |
|-----------|----------------|------------|------------|--------|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 円 |
| 2017年5月末日 | 110,707,304.13 | 12,105,844 | 106.86 | 11,685 |
| 6月末日 | 114,655,566.24 | 12,537,586 | 107.24 | 11,727 |
| 7月末日 | 119,993,203.07 | 13,121,257 | 109.10 | 11,930 |
| 8月末日 | 128,509,572.50 | 14,052,522 | 109.24 | 11,945 |
| 9月末日 | 143,808,362.47 | 15,725,444 | 109.78 | 12,004 |
| 10月末日 | 146,762,006.60 | 16,048,425 | 110.70 | 12,105 |
| 11月末日 | 158,805,875.33 | 17,365,422 | 111.92 | 12,238 |
| 12月末日 | 166,444,028.48 | 18,200,655 | 112.67 | 12,320 |
| 2018年1月末日 | 183,157,721.31 | 20,028,297 | 116.59 | 12,749 |
| 2月末日 | 193,236,275.05 | 21,130,387 | 113.40 | 12,400 |
| 3月末日 | 204,535,256.85 | 22,365,930 | 110.87 | 12,124 |
| 4月末日 | 210,179,683.45 | 22,983,148 | 111.16 | 12,155 |

< 参考情報 >

■純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(2014年11月13日(設定日)～2018年4月末日)



【分配の推移】

| 計算期間 | 分配金 |
|---------------------|-----|
| 2017年5月1日～2018年4月末日 | 0 |

【収益率の推移】

| 計算期間 | 収益率（注） |
|---------------------|--------|
| 2017年5月1日～2018年4月末日 | 5.50% |

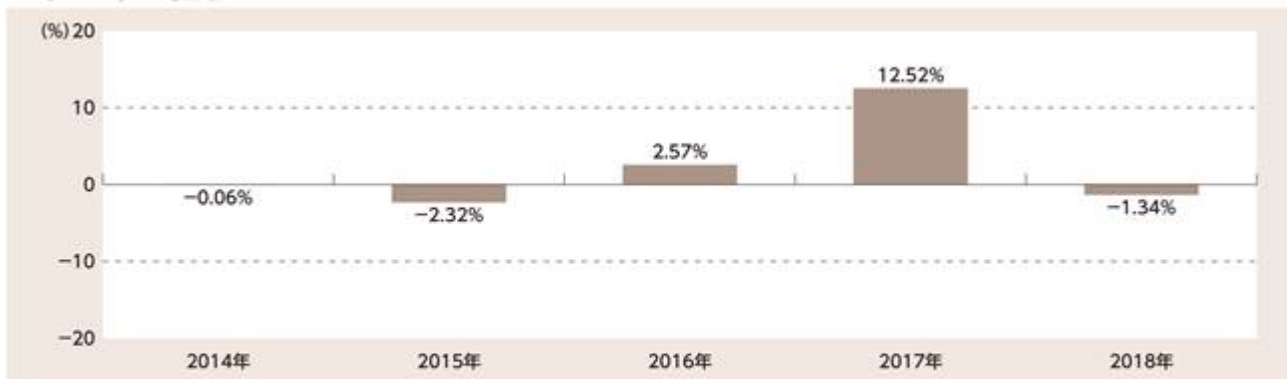
（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 2018年4月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間中の分配金の合計額を加えた額）

b = 2017年4月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

< 参考情報 >

■ 収益率の推移



（注1）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（ただし、2014年の場合は当初発行価格（100米ドル）です。）

（注2）2014年は11月13日（設定日）から12月末日まで、2018年は1月1日から4月末日までの収益率です。

(3) 【投資リスク】

<参考情報>

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

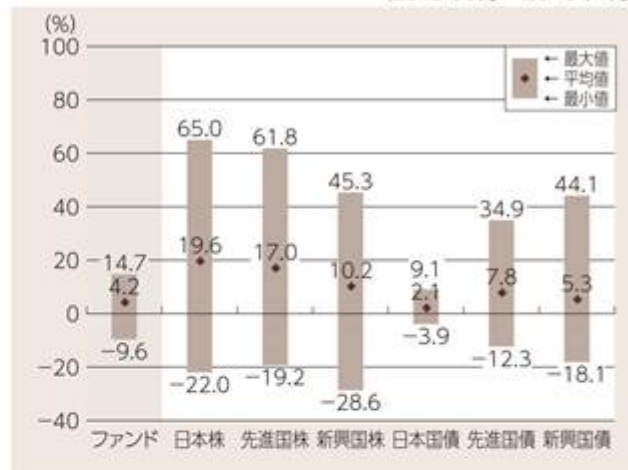
2013年5月～2018年4月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。(ただし、ファンドは2014年11月13日に運用を開始したため、2014年11月12日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格および2015年10月以前の年間騰落率は算出されません。)



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間(ただし、ファンドについては2015年11月～2018年4月)における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2013年5月～2018年4月)



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX(配当込み)

先進国株……………ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス

新興国株……………S&P 新興国総合指数

日本国債……………BBGパークレイズE1年超日本国債指数

先進国債……………FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……………FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。FTSE世界国債インデックスおよびFTSE新興国市場国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスです。

2【販売及び買戻しの実績】

2018年4月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年4月末日現在の発行済口数は次のとおりである。

| 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|--------------------------|----------------------|--------------------------|
| 1,132,480 (1,132,480) | 254,054 (254,054) | 1,890,783 (1,890,783) |

(注) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの中間財務書類は、「中間財務書類の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条4項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2018年4月27日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=109.35円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【資産及び負債の状況】

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)

純資産計算書

2018年3月31日現在

(米ドルで表示)

| | 注 | 米ドル | 千円 |
|---|-----|-----------------------|-------------------|
| 資産 | | | |
| 投資有価証券 - 純資産価額 (取得原価: 188,357,848.04米ドル) | 1.2 | 203,792,856.11 | 22,284,749 |
| 銀行預金 | | 1,370,233.60 | 149,835 |
| 設立費(純額) | 1.3 | 19,184.72 | 2,098 |
| 資産合計 | | 205,182,274.43 | 22,436,682 |
| 負債 | | | |
| 未払投資運用報酬 | 6 | 416,095.61 | 45,500 |
| 未払販売報酬 | 3 | 115,465.95 | 12,626 |
| 未払印刷および公告費 | | 41,552.10 | 4,544 |
| 未払弁護士報酬 | | 17,037.60 | 1,863 |
| 未払代行協会員報酬 | 8 | 16,490.12 | 1,803 |
| 未払管理事務代行報酬 | 5 | 13,179.52 | 1,441 |
| 未払保管報酬 | 7 | 9,915.85 | 1,084 |
| 未払管理報酬 | 4 | 6,592.15 | 721 |
| 未払専門家報酬 | | 5,911.61 | 646 |
| 未払受託報酬 | 2 | 4,623.21 | 506 |
| その他の負債 | | 153.86 | 17 |
| 負債合計 | | 647,017.58 | 70,751 |
| 純資産 | | 204,535,256.85 | 22,365,930 |
| 発行済受益証券口数 | | 1,844,824 | |
| 1口当たり純資産価格 | | 110.87 | 12,124円 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)

統計情報

期末現在発行済受益証券口数

| | |
|------------|-----------|
| 2016年9月30日 | 1,072,799 |
| 2017年9月30日 | 1,310,016 |
| 受益証券発行口数 | 667,730 |
| 受益証券買戻し | (132,922) |
| 2018年3月31日 | 1,844,824 |

| 期末現在純資産 | 米ドル | 千円 |
|------------|----------------|------------|
| 2016年9月30日 | 107,535,135.09 | 11,758,967 |
| 2017年9月30日 | 143,808,362.47 | 15,725,444 |
| 2018年3月31日 | 204,535,256.85 | 22,365,930 |

| 期末現在受益証券1口当たり純資産価格 | 米ドル | 円 |
|--------------------|--------|--------|
| 2016年9月30日 | 100.24 | 10,961 |
| 2017年9月30日 | 109.78 | 12,004 |
| 2018年3月31日 | 110.87 | 12,124 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）

財務書類に対する注記

（2018年3月31日現在）

注1．重要な会計方針

1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

(a) 集団投資スキーム、投資ファンドおよびミューチュアル・ファンドは、該当評価日現在の純資産価額（かかる評価日現在の純資産価額が入手できない場合は、その直前の純資産価額が使用される。）で評価される。

(b) 証券取引所で取引されていないが、店頭で取引されている有価証券は、管理会社が管理事務代行会社と協議のうえ選定した信頼できる情報源に基づいて評価される。

(c) 資産が評価される取引所または市場が、評価日に営業していない場合、当該資産は、かかる取引所または市場の直前営業日現在で評価される。

(d) 時価を特定できない資産および負債を含むすべてのその他の資産および負債は、管理事務代行会社と協議のうえ、管理会社の裁量により誠実に評価される。

(e) 未実現評価損益の純変動額は、当期における投資有価証券の時価の変動および会計期間中に実現した過年度の投資有価証券に係る未実現評価損益の戻入れにより構成される。

(f) 投資有価証券の処分に係る実現純損益は、平均原価法を用いて算出される。

1.3 - 設立費

設立費は、ファンドの最初の5会計年度にわたり償却される予定である。

1.4 - 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

1.5 - 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで換算されている。米ドル以外の通貨に係る取引は、取引日の為替レートにより米ドルに換算されている。

注2．受託報酬

受託会社は、下限で年間15,000米ドル、上限で年間30,000米ドルの、各評価日に発生し計算され四半期毎に後払いされる、ファンドの純資産の年率0.010%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

上記の報酬は、毎年見直されることがある。受託会社が追加的な活動、訴訟、またはその他の例外的な事項を検討しまたはそれらに携わることが求められる場合、追加の報酬については、管理会社との関連する時期における追加的な交渉に従い、反対の合意がない限り、随時実施されている時間単位料金に従い受託会社により請求される。

受託会社は、ファンドに関連して受託会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

注3．販売報酬

販売会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.70%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

注4．管理報酬

管理会社は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理会社が負担した合理的なすべての立替費用をファンドの資産から返済を受ける。

注5．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、下限で年間12,500ユーロの、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.08%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

注6．投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日に発生し計算され四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産の年率0.90%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

投資運用会社は、投資運用報酬から副投資運用会社の報酬を支払う責任を負う。

注7．保管報酬

保管会社は、下限で年間3,000ユーロの、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生し計算され毎月後払いされる、ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドに関連して代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用をファンドの資産から返済する。

注9．税金

9.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、トラストは、ケイマン諸島総督から、トラストの設立日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

9.2 - その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．受益証券の購入および買戻しに関する条項

受益証券は、英文目論見書およびファンドに関連する別紙（以下「別紙」という。）に記載される取得申込みの通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行され、購入される。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および別紙に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

注11．関連会社取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員および販売会社、投資運用会社ならびに副投資運用会社は、ファンドの関係法人とみなされる。関係法人に対する報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

副投資運用会社は、対象ファンドの管理会社と同一の企業グループに属しているため、ファンドの関係法人とみなされる。

注12．後発事象

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、期末後の重要な事象はなかった。

(2) 【投資有価証券明細表等】

日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド(米ドル建て)

投資有価証券明細表
2018年3月31日現在

(米ドルで表示)

| 数量 | 銘柄 | 通貨 | 取得原価 | 純資産価額 | 比率* |
|----------|---|-----|----------------|----------------|-------|
| | | | 米ドル | 米ドル | % |
| | Blackrock Global Funds - Global Allocation Fund Class X2 (USD) | 米ドル | 188,357,848.04 | 203,792,856.11 | 99.64 |
| 投資信託合計 | | | 188,357,848.04 | 203,792,856.11 | 99.64 |
| 投資有価証券合計 | | | 188,357,848.04 | 203,792,856.11 | 99.64 |

投資有価証券の分類
2018年3月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

| 国名 | 業種 | 比率(%)* |
|----------|----------------------|--------|
| ルクセンブルグ | トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体 | 99.64 |
| 投資有価証券合計 | | 99.64 |

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(*) ファンドの純資産に対する投資先ファンドの純資産価額の比率(%)

4【管理会社の概況】

(1)【資本金の額】

管理会社の資本金は、2018年4月末日現在、5,446,220ユーロ（約7億2,103万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,648円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2018年4月27日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.39円）による。以下同じ。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

| | |
|------------|--------------|
| 2013年4月30日 | 446,220ユーロ |
| 2014年1月16日 | 5,446,220ユーロ |
| 2014年4月30日 | 5,446,220ユーロ |
| 2015年4月30日 | 5,446,220ユーロ |
| 2016年4月30日 | 5,446,220ユーロ |
| 2017年4月30日 | 5,446,220ユーロ |
| 2018年4月30日 | 5,446,220ユーロ |

(2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（以下「2013年法」という。）に基づき、ファンドに関しオルタナティブ投資運用者（以下「AIFM」という。）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルグ銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（改正済）（以下「ルクセンブルグ投信法」という。）第125 - 2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。管理会社は、UCIの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドの費用で、関連する信託証書補遺に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくはは

信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（3）管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務についてはミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2018年4月末日現在、10本のファンドを管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

管理会社が管理および運営しているファンドは、以下のとおり、分類される。

| 分類 | | 内訳 |
|-----|----------|--------------------------------------|
| A分類 | 通貨建別運用金額 | 米ドル： 3,838,866,976米ドル |
| | | ユーロ建： 7,953,076ユーロ |
| | | 日本円建： 1,186,808,980,268円 |
| | | 豪ドル建： 1,767,130,966豪ドル |
| | | ニュージーランド・ドル建： 550,303,943ニュージーランド・ドル |
| | | カナダ・ドル建： 61,332,974カナダ・ドル |
| | | B分類 |

(3) 【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2018年4月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 132.39円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2017年9月30日現在

(単位：ユーロ)

| | 2017年9月30日 | | 2017年3月31日 | |
|--------------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | ユーロ | 千円 | ユーロ | 千円 |
| 資産 | | | | |
| 固定資産 | | | | |
| - その他の付帯設備、用具および備品 | 11,785 | 1,560 | 16,437 | 2,176 |
| 流動資産 | | | | |
| 債権 | | | | |
| - 売掛金 | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの | 6,737,707 | 892,005 | 6,162,820 | 815,896 |
| - 関係当事者への債権 | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの | 0 | 0 | 0 | 0 |
| - その他の売掛金 | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの | 173,567 | 22,979 | 173,978 | 23,033 |
| 現金および預金 | 8,328,603 | 1,102,624 | 7,388,919 | 978,219 |
| 手許現金 | 3 | 0 | 4 | 1 |
| 前払金 | 19,533 | 2,586 | 43,676 | 5,782 |
| | 15,259,413 | 2,020,194 | 13,769,397 | 1,822,930 |
| 資産合計 | 15,271,198 | 2,021,754 | 13,785,834 | 1,825,107 |
| 負債 | | | | |
| 資本金および準備金 | | | | |
| - 払込資本金 | 5,446,220 | 721,025 | 5,446,220 | 721,025 |
| - 繰越利益 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| - 準備金 | | | | |
| 法定準備金 | 127,699 | 16,906 | 72,539 | 9,603 |
| その他の積立金 | 2,291,131 | 303,323 | 1,243,094 | 164,573 |
| | 2,418,830 | 320,229 | 1,315,633 | 174,177 |
| - 当期損益 | 721,010 | 95,455 | 1,103,197 | 146,052 |
| | 8,586,060 | 1,136,708 | 7,865,050 | 1,041,254 |

| | 2017年9月30日 | | 2017年3月31日 | |
|------------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | ユーロ | 千円 | ユーロ | 千円 |
| 引当金 | | | | |
| - 納税引当金 | 541,077 | 71,633 | 332,293 | 43,992 |
| - その他の引当金 | 142,587 | 18,877 | 112,920 | 14,949 |
| | <u>683,665</u> | <u>90,510</u> | <u>445,213</u> | <u>58,942</u> |
| 非劣後債務 | | | | |
| - 買掛金 | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの | 67,045 | 8,876 | 64,800 | 8,579 |
| - その他の債務 | | | | |
| 1年以内に支払期限の到来するもの | 5,934,428 | 785,659 | 5,410,771 | 716,332 |
| | <u>6,001,473</u> | <u>794,535</u> | <u>5,475,571</u> | <u>724,911</u> |
| 負債合計 | <u>15,271,198</u> | <u>2,021,754</u> | <u>13,785,834</u> | <u>1,825,107</u> |

(2) 【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2017年4月1日から2017年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

| | 2017年9月30日 | | 2017年3月31日 | |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|------------------|
| | ユーロ | 千円 | ユーロ | 千円 |
| 費用 | | | | |
| その他の外部費用 | 11,667,657 | 1,544,681 | 18,121,983 | 2,399,169 |
| 人件費 | 456,339 | 60,415 | 814,778 | 107,868 |
| 流動資産要素に係る評価調整 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の営業費用 | 106,239 | 14,065 | 178,228 | 23,596 |
| その他の利息および類似財務費用 | 6,623 | 877 | 0 | 0 |
| | <u>12,236,858</u> | <u>1,620,038</u> | <u>19,114,989</u> | <u>2,530,633</u> |
| 法人所得税 | 269,149 | 35,633 | 453,024 | 59,976 |
| | <u>12,506,007</u> | <u>1,655,670</u> | <u>19,568,013</u> | <u>2,590,609</u> |
| 当期利益 | 721,010 | 95,455 | 1,103,197 | 146,052 |
| 費用合計 | <u>13,227,017</u> | <u>1,751,125</u> | <u>20,671,210</u> | <u>2,736,661</u> |
| 収益 | | | | |
| 純売上高 | 13,192,136 | 1,746,507 | 20,581,805 | 2,724,825 |
| その他の営業収益 | 32,954 | 4,363 | 81,030 | 10,728 |
| その他の利息および類似財務収益 | 1,927 | 255 | 8,375 | 1,109 |
| | <u>13,227,017</u> | <u>1,751,125</u> | <u>20,671,210</u> | <u>2,736,661</u> |
| 当期損失 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収益合計 | <u>13,227,017</u> | <u>1,751,125</u> | <u>20,671,210</u> | <u>2,736,661</u> |

6【その他】

2018年3月30日提出済みの有価証券報告書（みなし有価証券届出書）の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

（注）_____の部分は訂正部分を示す。

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

管理会社の概要

<訂正前>

（前略）

（ ）株式資本の額

管理会社の資本金は、2018年1月末日現在、5,446,220ユーロ（約7億3,568万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,702円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2018年1月31日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝135.08円）による。以下別段の記載がない限り同じ。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ ）株式資本の額

管理会社の資本金は、2018年4月末日現在、5,446,220ユーロ（約7億2,103万円）で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ（約2,648円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2018年4月27日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.39円）による。以下別段の記載がない限り同じ。

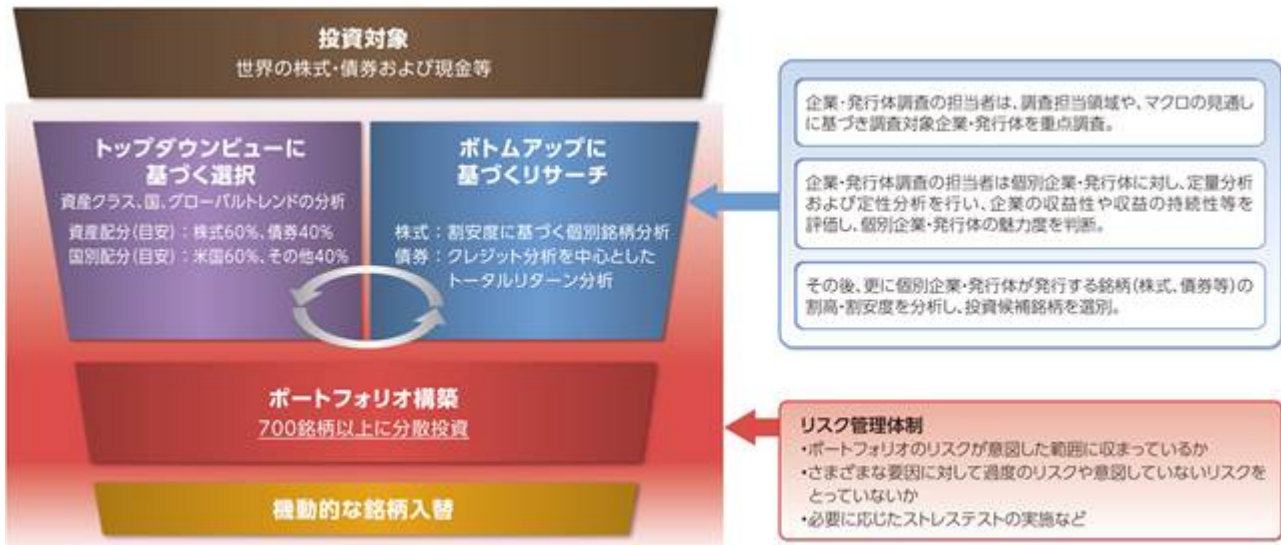
（後略）

2 投資方針

(3) 運用体制

< 訂正前 >

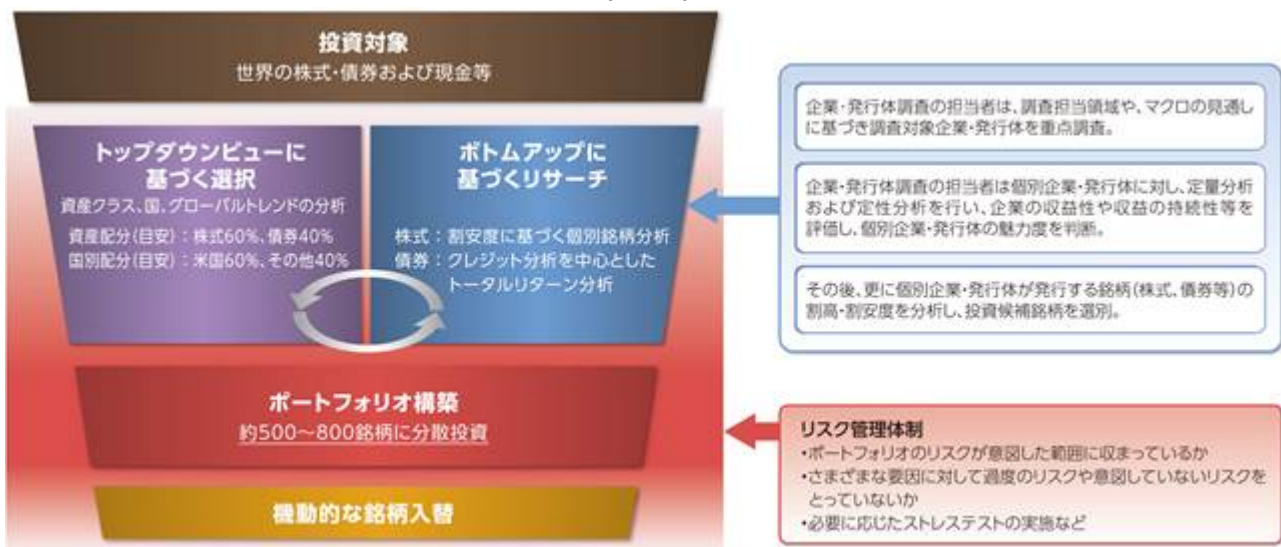
(前略)



(注) 上記は、2018年1月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

< 訂正後 >

(前略)



(注) 上記は、2018年4月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

3 投資リスク

(2) リスクに対する管理体制

< 訂正前 >

(前略)

(注) 上記は、2018年 1月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

< 訂正後 >

(前略)

(注) 上記は、2018年 4月末日現在の記載であり、変更される可能性がある。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

(A) 日本

2018年 2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

2018年 2月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。
ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(A) 日本

2018年 5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(中略)

2018年 5月末日現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。
ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

(後略)

[次へ](#)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（1）海外における販売

募集

<訂正前>

（前略）

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず（また、トラストも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず）、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

<訂正後>

（前略）

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず（また、トラストも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず）、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

適格投資家

<訂正前>

ファンドの方針により、（ ）米国に居住する自然人、（ ）米国の法律に基づいて設立されたパートナーシップまたは法人、（ ）執行者または財産管理人が米国人である財団、（ ）受託者が米国人である信託、（ ）米国に所在する外国の法主体の代理人または支店、（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者が保有する非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、（ ）米国で設立され、また（個人の場合は）米国に居住するディーラーまたはその他の受託者が保有する一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、および（ ）パートナーシップまたは法人のうち（A）外国の法域の法律に基づいて設立され、また（B）米国証券法に基づき登録されていない証券に投資することを主たる目的として米国人が設立した者（ただし、自然人、財団または信託以外の認定投資家（米国証券法に基づくルール501（a）の定義に従う。）が設立し、または所有している場合を除く。）に、受益証券を販売することはできない。

また、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）（以下「ケイマン人」という。）が受益証券を保有することはできない。

したがって、受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

<訂正後>

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。

(2) 日本における販売

<訂正前>

(前略)

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず(また、トラストも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず)、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法のもとの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者(かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。)に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず(また、トラストも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず)、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者(かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。)に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である(受益証券の登録名義人となる)日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

(後略)

[次へ](#)

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

（八）受益者に対する特典、譲渡制限

<訂正前>

（前略）

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず（また、トラストも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず）、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、1933年米国証券法を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

受益証券は、1933年米国証券法のもとで登録されておらず（また、トラストも1940年米国投資会社法のもとで登録されておらず）、かつ、米国内で募集されておらず、また、1933年米国証券法および1940年米国投資会社法のもとでの免除規定に依拠する場合を除き、直接的または間接的に、米国、その領土もしくは属領もしくはその法域において、または、その国民、市民もしくは居住者または当該地に通常居住している者（かかる自然人および当該地で設立または組織された法人またはパートナーシップの財団を含む。）に対し、もしくはその利益のために、募集または販売することはできない。

受益証券は、F A T C Aを遵守する参加外国金融機関である（受益証券の登録名義人となる）日本における販売会社および販売取扱会社によってのみ販売される。管理会社は、米国の法律および規則を遵守するために適切とみなされる場合には、米国人により保有される受益証券を買い戻すことまたは米国人への譲渡を登録することを拒絶することができる。

（後略）

別紙A

定義

<訂正前>

（前略）

適格投資家

（a）（ ）米国人、（ ）ケイマン諸島の市民もしくは住民またはケイマン諸島に住所地を有する個人もしくは法人（ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。）、または（ ）（ ）もしくは（ ）記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または（b）現時点において「適格投資家」に該当し、受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。

（中略）

英文目論見書

2018年3月付のファンドに関する英文目論見書（随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。）をいう。

（後略）

<訂正後>

(前略)

適格投資家

(a) () 米国人、() ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島に住所を有する個人もしくは法人(ケイマン諸島で設立された免税会社もしくは非居住法人を除く。)、または() () もしくは() 記載の個人もしくは法人の保管者、名義人もしくは受託者のいずれにも該当しない個人、法人もしくは法主体、または(b) 受益証券を保有する資格を有しているものとして、管理会社により随時決定され、受託会社に通知された者をいう。

(中略)

英文目論見書

2018年6月付のファンドに関する英文目論見書(随時改訂または補完され、添付される別紙を含む。)をいう。

(後略)